

子どもの権利とは？



なごや
子どもの権利条例
マスコットキャラクター
なごっこ

どの子どもおなじ人はいないから、生まれたときから
一人一人がたいせつにされる**権利**をもっています。

どんなにちいさなときも、じぶんのきもちがあり、それが
たいせつにされることで、**あんしん**してじしんをもって大人
になっていくことができます。これから大人になる子どもに
は「子どもの権利」があるのです。

子どもたちには、

- ①「あんぜんにあんしんして生きる権利」、
- ②「一人一人がたいせつにされる権利」、
- ③「のびのびと ゆたかにそだつ権利」、
- ④「じぶんのきもちで さんかする権利」の4つの権利を

ちゅうしんに、さまざまな権利があります。

(なごや子どもの権利条例)

「なごもっか」とは？

「なごもっか」は、子どもの権利をまもるための相談室です。

なごもっかには、調査相談員と子どもの権利ようごいいん
がいます。「権利ようご」というのは、**権利をまもる**、という
いみです。

なごもっかは、子どもたちのみかたで、いつも

「**子どもの最善の利益**」(その子どもにとって いちばん
よいことはなにか)をかんがえています。

みなさんが いけなをいやすように、いっしょにかんがえ、
みなさんのきもちをたいせつにして かいけつを
めざします。



なごもっか入口 (6階です)



NHK名古屋放送センタービル

相談するには？

私たちが
みなさんの
はなしをききます



調査相談員が対応します。



子ども専用フリーダイヤル

0120-874-994

電話で

052-211-8640

※子どもの権利に関わることであれば、大人も相談できます。

FAXで

052-211-8072



〒461-0005

名古屋市東区東桜一丁目13番3号

NHK名古屋放送センタービル6階

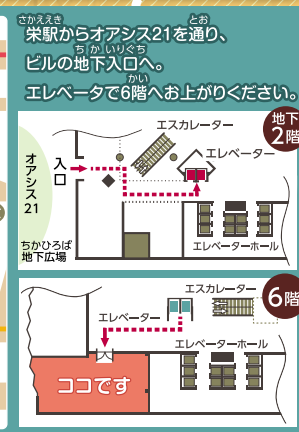
会って、手紙で

(栄駅からオアシス21を歩いて3分ほどです。)

相談できる曜日と時間

月	午前11時～午後7時	(受付は午後6時30分まで)
火	午前11時～午後9時	(受付は午後8時30分まで)
水	午前11時～午後5時	(受付は午後4時30分まで)

※午後8時以降に面談を希望する場合は事前に連絡してください。
※祝日、年末年始を除きます。



ふりがなあり版

名古屋市
子どもの権利相談室



なごもっか

一人で悩まないで、相談してね



子どもの権利相談室 なごもっか
マスコットキャラクター
なごもん

「なごもっか」は、子どもの権利を
守るための相談室です。

子ども専用フリーダイヤル

0120-874-994

「なごもっか」で検索

なごもっか

「なごもっか」公式X
@NagomokkaNagoya



「なごもっか」
子ども向けウェブサイト



LINE公式アカウント
@846npgba



名古屋市公式
ウェブサイト



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

「なごもっか」はどんなことをするの？



たとえば、こんなときは
「なごもっか」へ相談してみよう

人に言えないイヤなことがある



学校に行きたくないなあ



仲間にはいれない

このルールおかしくない？



ごはんを食べさせて
もらえない時がある



いえのひと

いじめで悩んでいる



話をきいてくれない



家のことで自分の時間がない



その他、悩みや心配事など、どんなことでも相談できます。

「つらい」「苦しい」「困った」「助けてほしい」と感じたときは、「なごもっか」に話してくださいね。

みなさんからの相談は、**調査相談員**がききます。**子どもの権利ようごいいん**は、
みなさんの相談にもとづいて、どんなことがおきているのかしらべたり、
いろいろなところにはたらきかけて こまったことがかいけつするように かつどうしたりします。

みなさんの
はなしをきくひと
いっしょにがんばえたり
いろんなひとにきょうりよくを
おねがいするひと



調査相談員



子どもの権利
ようごいいん



ひみつは**守ります**

本人の同意がなければ、親、学校、
その他なごもっか以外の人には
相談内容を伝えません。

相談する



※子どもの権利に関わることであれば、
おとな、子ども、大人も相談できます

「なごもっか」の相談室



どうすればいいか
わかった。

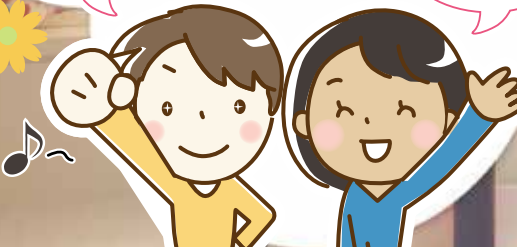
解決



安心して。

権利の回復

元気になった。



また困ったことがあったら、いつでも相談してください。

一緒に考える

あなたの気持ちや意見を
じっくり聞きます

「どんなことが
できるかな？」

「どうしてほしいかな？」

「どうしたいかな？」



調べる・協力する

調査・調整

子どもの権利ようごいいんが関係する人たち
に話を聞いたり、協力をお願いします。

あなたの代わりに
気持ちや意見を
伝えることもできます。



勧告
・
要請

もっとよくしていくために、
他の機関に対して対応や制度の改善を
求めることもできます。